

要注意外来生物リストの再整理・活用の方針について（案）

1．要注意外来生物リストの再整理

第一次の選定作業においては、「生態系等への影響について文献等で指摘があり、さらに知見及び情報の充実に努める必要のある外来生物のリスト(要注意外来生物リスト)(暫定版)」として、哺乳類 15 種、鳥類 2 種類、爬虫類 12 種類、両生類 9 種、魚類 29 種、昆虫類 3 種類、無脊椎動物 19 種類、植物 60 種類で計 149 種類が挙げられた。

今回、第二次の選定作業と併せて、以下の方針により要注意外来生物リストを再整理し、公表することとする。

2．リストの対象とする生物

第二次選定の検討対象とした「要注意外来生物(暫定版)」、「世界の侵略的外来種ワースト 100 (IUCN)」、「日本の侵略的外来種ワースト 100 (日本生態学会)」等のうち、被害について文献等による指摘があるが、その科学的知見が不足しているものや、普及啓発を先行して実施すべきもの等、第二次の特定外来生物の選定の対象としないものを要注意外来生物リストの対象生物とする。

なお、検討の課程で我が国で被害を及ぼすおそれが高くないと判断されたものは要注意外来生物リストの対象としない。

3．要注意外来生物リストのとりまとめと活用の方法

要注意外来生物リストには、被害に対する科学的な知見は充実しているが、指定による規制の効果等を考慮して、利用関係者に対する普及啓発を実施しつつ、引き続き指定の適否について検討を行うこととされたものや、被害に係る科学的知見が不足しており、その集積に努めつつ利用等に対する注意を促していくべきもの等の多様な生物が含まれる。

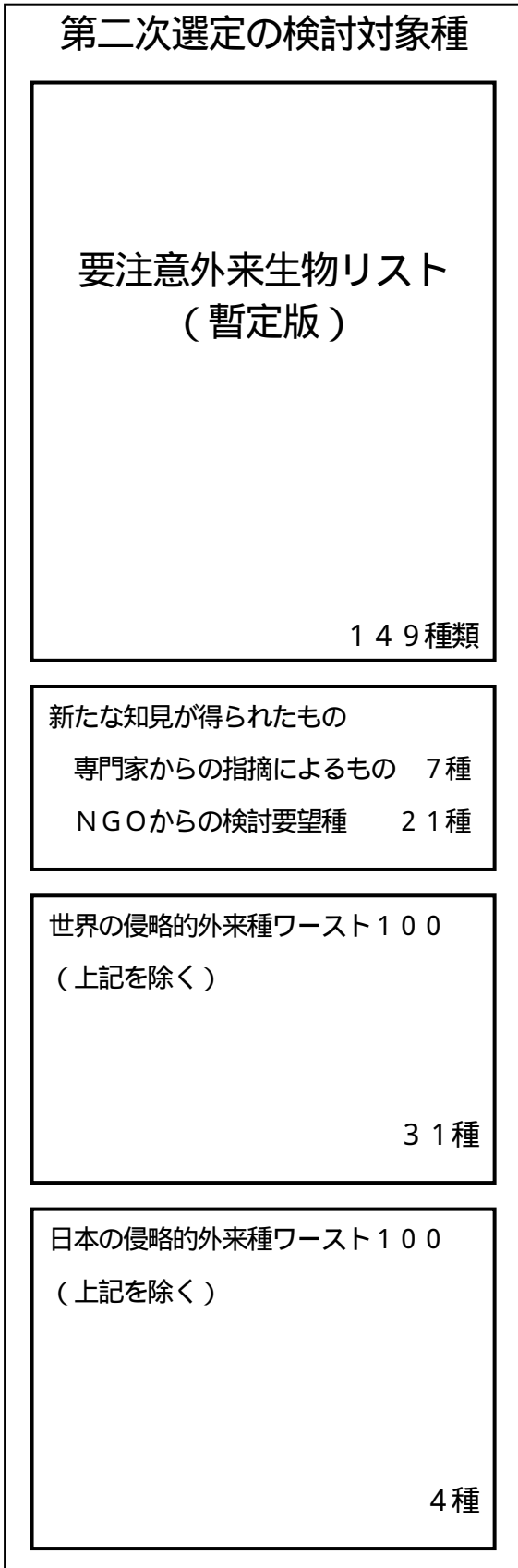
このため、要注意外来生物を以下の 4 つに分けて再整理し、引き続き、科学的知見の集積、利用に関する実態把握等を進めつつ、適正な利用に向けた関係者への普及啓発等を行っていくこととする。

- (1) 被害に係る一定の知見はあり、引き続き指定の適否について検討する外来生物
- (2) 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
- (3) 選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)
- (4) 別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)

なお、被害に係る知見の充実度、利用実態の把握状況及び周知すべき注意の内容や対象者は、特定外来生物ごとに大きく異なることから、リストの公表に当たっては、すべての要注意外来生物について、被害の実態、利用に係る情報、注意すべき事項を含む種別の情報票を作成し、ホームページ等を通じて広く周知することとする。

また、生物群や利用形態に共通して配慮すべき事項についても、要注意外来生物ごとの情報表の整理と併せて整理・とりまとめを行い積極的に注意喚起を行う。

検討成果のイメージ



第二次選定作業の成果

